

プラマーナによる一切法無自性論証

— カマラシーラ著『中観の光』和訳研究 (11) —

一 郷 正 道

〈はじめに〉

本稿は、カマラシーラ (Kamalaśīla, ca.740-795A.D.) の主著『中観の光』(Madhyamakāloka) の中、対論者の主張 (pūrva-pakṣa) の第⑭ - ⑮ (その一部) に対する Kamalaśīla の回答 (uttara-pakṣa) の部分の和訳研究である。

反論者が、一切法無自性はプラマーナ (pramāṇa) によっても証明できない、と批判するのに対し、Kamalaśīla は、言明、プラサンガ論法によってでなくプラマーナ (直接知、推理) によってこそ証明可能である旨、回答する。

まず、諸存在に勝義的な自性が存在するかどうかを検討するため、次のように「自性」を分析する。勝義的な唯一の自性とは、(1) 経量部、唯識派の主張する如き、因と縁によって生ずる「無常を自性とするもの」か、(2) 異教徒の主張する如き、アートマン等の「常住を自性とするもの」かである。その上で、両自性の存在を証明するプラマーナがないことを証明し、一切法無自性を論証していく。

その場合、まず、「無常を自性とする勝義的な唯一の自性」とプラマーナ (直接知、推理) との間に因果関係が成立するかどうかを吟味する。両者の間に因果関係が成立しないことにより、そのような自性が成立しないことを論証する。

初め、両者の因果関係が直接知 (pratyakṣa) によって成立するかどうかの吟味に入る。その場合、直接知のうち、ヨーギンの知 (yogi-pratyakṣa) は言説をもって仮托されないものであり、意知覚 (mano-pratyakṣa) は、どこにも承認

されないもの、という理由¹⁾で、この二つの直接知による吟味はなされず、感官知 (indriya-pratyakṣa) と自証知 (svasaṃvid-pratyakṣa) の二つによって、「無常を自性とする勝義的な自性」との間に因果関係が成立するかどうか吟味される。

〈前稿までと本稿のシノプシス〉

(対論者の主張) (pūrva-pakṣa)

(回答) (uttara-pakṣa)

I. 「一切法無自性は教証によって証明できない」への回答

(1)①「一切法無自性を説く経典およびその表現は、すべての人に妥当するものではない」への回答

(a) 学者は教証に依る

(b) 信頼すべき人の言葉は、異教徒にとってではなく、それを教証とする人々にとっては正しい判断基準である

(c) 一切法無自性を説く言葉は存在する

(2)②経典に見られる密意の検討

(i) …… (xii)

(3)③自証する無二知 (自証知) の勝義的実在性を語る無形象唯識説批判

II. 「一切法無自性は理証によっても証明できない」への回答

(1) 「直接知では一切法寂靜を覚知できない」への回答

1 ④凡夫の直接知

2 ⑤ヨーガ行者の直接知

(2)⑥「推理によっても一切法空性を証明できない」への回答

1 所依不成・自体不成の指摘

2 論証は世俗の立場でおこなわれるから可能

3 世俗の立場で行使される推論式について

(a) 所依不成…ダルミンは実事のもの

(b) 所依不成の回避…ダルミンは実事のものでなくともよい

(c) sva-dharmin の意義, 効用

4 所依不成とプラサンガ論法

5 唯識派の提出するダルミンをめぐって

(a) 智 (buddhi) をダルミンとする: 有相唯識派

(b) 智の形象 (ākāra) をダルミンとする: 無相唯識派

6 定説 (siddhānta) に依っては真実 (tattva) は確定されない

7 一切法無自性を論証する証因 (hetu) をめぐって

(a) ⑦「反論者の承認する証因で自己の主張を証明できない」への回答

(b) ⑧「一切法寂靜はいかなる証因とも共存関係をもたない」への回答

(c) ⑨「同一性にもとづく証因, 結果にもとづく証因によっても一切法無自性を証明できない」への回答

(d) ⑩「非認識も一切法無自性を証明できない」への回答

(i) 「能遍の非認識」によっては証明可能

(ii) 「否定の対象自体の非認識」について——彼々空性と相空性

(iii) 「対立するものの認識」について

i' ⑪ 「否定対象自体と対立するものの認識」によっては可能

(ii' ⑫ 「否定の対象自体と対立するものの所遍の認識」…回答なし)

(iv) ⑬ 「能遍の非認識」と遍充

(v) ⑭ 「原因の非認識」と因果関係

(vi) ⑮ - ⑯ 「対立」等を根拠にした推論式は世俗としておこなわれる。

(e) ⑳ 「直接知は無自性でない」への回答

(f) ㉑ - ㉓ダルマの属性をめぐって

(i) ㉑ダルマが現に存在するものの場合

(ii) ㉒ダルマが現に存在しないものの場合

(iii) ㉓ダルマが両者を属性とするものの場合

(以上が前稿までのシノプシス)

8 一切法無自性の論証はプラマーナによる

(a)②④一切法無自性の論証は言明によらない

(b)②⑤(i) プラサンガ論法によるものでもない

(ii) プラマーナによって論証

i' 「自性」の分類

ii' 「自性」を証明するプラマーナの有無

iii' 「無常を自性とする」勝義的自性の存在をプラマーナとの因果関係によって吟味

a 直接知による因果関係の吟味

a¹ 感官知 (indriya-pratyakṣa) との因果関係は成立しない

a¹-1 有顕現 (有形象) の知によっても他なるものを認識できない

a¹-1-1 類似性 (sārūpya) について

a¹-1-2 因果性 (tadutpatti) について

a¹-1-3 経量部の知の不合理的

a¹-1-4 有部, 勝論派の全体性批判

a¹-1-5 有部の極微積集説批判

a¹-1-6 形象の真実について

a¹-1-7 形象の虚妄について

a¹-1-8 類似性について

a¹-1-9 有形象知の領納について

a¹-2 無顕現 (無形象) の知によっても他なるものを認識できない

a¹-2-1 近接性について

a¹-2-2 類似性について

a¹-2-3 因果性について

a¹-3 別な形象を有する知によっても他なるものを認識できない

a¹-4 小結

a²自証知 (svasaṃvedana) との因果関係も成立しない

a²-1 無相唯識派: 無二知としての自証知は因果関係としてある

a²-2 無二知批判

a²-3 無二知の根拠である迷乱の吟味

a²-4 無二知が分別を自性とすることへの批判

a²-5 無二知が因果関係によって成立することの否定

a³記憶は因果関係なくしても可能

(次稿) b 推理による因果関係の吟味

本稿が扱った部分については、すでに次の如き森山氏の業績がある。

[森山1987] カマラシーラの無自性論証とダルマキールティの因果論—sarvadharmaniḥsvabhāvasiddhi の和訳研究(3)—、『佛教学研究紀要』通巻第71號

[森山2004a] 後期中観派の自己認識に関する因果関係の吟味—Madhyamakāloka 和訳研究—, 佛教学『文学部論集』第88号

[森山2004b] カマラシーラによる経量部説批判とダルマキールティ—認識因果論の吟味—, 高橋弘二先生古稀記念論集『浄土学仏教学論叢』

これらの氏の論文は Kamalaśīla の所論をとくに Dharmakīrti の思想との関連で理解している点で貴重な成果をあげている。従って、ここに寄稿するについては忸怩たるものがあるが、筆者は『中観の光』の全訳を志向しており、氏の成果に大いに負いつつも、資料の読解、解釈に理解を異にする点もあり、ここに本稿を提出する次第である。

〈和 訳〉

II(2)8 一切法無自性の論証はプラマーナによる

(a) ⑳²⁾一切法無自性の論証は言明によらない

尚又、《それ（一切法無自性）は、言明だけによっても証明されない》云々といわれること、それも認められないから（我々への）批判になっていない。

^(3…)我々も言明だけによって一切法無自性を証明しているのでもないし、

(b) ㉑(i) プラサンガ論法によるものでもない

プラサンガ論法だけによってもない。

(ii) プラマーナによって論証

しからば、どうかといえば、正しいプラマーナだけによって（一切法無自性を）証明するのである。

i 「自性」の分類

すなわち、諸存在に勝義的な唯一の自性が存在するとして（も）、二つのあり方しかない。(i)すべては因と縁に依って生ずるから、無常を自性としている。たとえば、経量部や瑜伽行派が主張する如き（無常を自性とするもの）か、(ii)本質的に（D.181b）完全に、成立している本体のものであるから、堅固な範疇⁴⁾（常住）に属するものである。たとえば、異教徒たちが妄想するアートマン等⁵⁾（P.198b）の如き（常住を自性とする）もの、かのいずれかである。常と無常は、相互に排除し確定するという性格のものであるから、第三の群はない。

ii 「自性」を証明するプラマーナの有無

この「自性」については、両者（常・無常）のあり方とも勝義として（存在すること）はありえない。それを証明するプラマーナはないが、拒斥する（プラマーナ）はありうるからである。すなわち、直接知か推理のいずれかが、（自性を）証明するプラマーナであろうが、そのうち、前者の、存在の自性⁶⁾（勝義的な無常の自性）は、両者（直接知、推理）によっても完全に証明されない。

iii 「無常を自性とする」勝義的自性の存在をプラマーナとの因果関係に

よって吟味

なんとすれば、因果関係が成立するならば、それが証明されることになるであろうが、

a 直接知による因果関係の吟味

因果関係も、まず、直接知によって、勝義として証明されない。それ（因果関係）は、(イ) 感官より生ずる直接知 (indriya-pratyakṣa) によってか、(ロ) 自証知 (svasaṃvedana-pratyakṣa) によって成立するかのいずれかであろう。凡夫たちには、(ハ) ヨーギンの直接知 (yogi-pratyakṣa) は言説が付されることはないし、(ニ) 意知覚 (mano-pratyakṣa) はどこにも承認されないから、その二つ (ハ、ニ) によってそれ（因果関係）が証明されるとは考えられない。^{…3)}

a¹ 感官知との因果関係は成立しない

そのうち (イ、ロ)、まず、感官の直接知によって、それ（因果関係）は証明されない。それ（感官知）は、（感官とは）他なる（外界の）ものを対象とみなすものであり、（感官とその）他なるものは因と果になっているが、（他なるもの）は勝義としては知によって認識されることはありえないからである。^{(7)…} なんとすれば、或る識 (vijñāna) は、自性と同様他（性）をも知るものである、他を自性とするそ（の識）は、（外界にとって）他なるものではないが、他（外界）と非他（識）とは互いに矛盾するものであるから（他なる外界のものを勝義としては認識できないのである。^{…7)}

a¹-1 有顕現（有形象）の知によっても他なるものを認識できない

a¹-1-1 類似性 (sārūpya) についての吟味

(イ) 「それ（外界）の形象として生じたものである」というだけで、識が他を知覚するというのも不合理である。過剰適用になってしまうからである。そうであれば、少し（でも）他の形象（に相似して）生じている瓶等も、すべて（知でないのに）相互に自性を認識することになる。⁸⁾

(ロ) それ（外界）の形象を有しているということが、知の自性であること、と

〔外界の形象として生じている〕こととの) 相違を語るとしても、識の中で、或るものとの類似性を有する識だけが、他を知覚するのであって、(外界の) 瓶等によって (他を知覚するの) ではないから、(「形象として生じている場合」と「形象を有している場合」とで) 区別されるような相違は少しもない。なんとすれば、それら(「外界の形象として生じていること」と「形象を有していること」)が知の自性としてあるとしても、自性として確立しているから他に対して少しも機能しない、という点では類似しているから(両者に相違はない)。

遍充関係⁹⁾(vyāpti)がないのだから、効果的作用を追求する人々(経量部)は、任意に相似する(外界の)諸存在の殊勝な部分だけと(形象が)結合するとはいえ(外界の諸存在が)一定の効果的作用を自性とするものであることを、どこにも全く証明できていない。過剰適用の誤謬となるゆえに。踊り子、月、レスラー等を見る場合のように、多くの人々が、一つのものを見るその識の中にも、相互に類似性はあるし、又、(その類似性が)知の本性という点では等しいゆえ、それら(踊り子、月、レスラー等)も、互いに直接知のものになってしまうという(過剰適用の)誤謬になる。

a¹-1-2 因果性 (tadutpatti) についての吟味

「それ(外界)から生じたものであるゆえに」というもう一つの特性を語っても、他なるもの(外界)は直接知として(形象を)投入すること(arpaṇa)はできない。特性を主張するだけでは仮説(upacāra)であるから、(その)特性は(識が他なるものを知覚することを)論証してはいないゆえに。

a¹-1-3 経量部の知の不合理

尚又、「他となっているものが直接知として成立しているゆえに(識は他を知覚する)」というのであれば、類似性と因果性を相とする知の特性が成立するはずなのに、「知が他なるものをどうして認識するのか」ということを吟味すると、「他なるもの」は直接知として全く成立しないから、^(10…)その場合、本来、特性は不成立のものであるから、どうして、証明手段(sādhana-mārga)である二つの(知の)特性が(識が他を知覚することを)証明するであろうか、とい

われる如きものである。^{…10)} 識の刹那——等無間縁という同じ対象の効力によって生ずる——から生じた後々（の識の刹那）も、知の前々の刹那に依って、因果性と類似性としてありうるから、前々のものが¹¹⁾後の知の対象となってしまうこと（P.199b）を否定できない。¹²⁾

a¹-1-4 有部・勝論派の全体性批判

尚又、まず、外境である全体性（有分）等の存在を直接知であると主張する人々（有部・勝論派）の見解においても、それ（全体性）は、自己の定説において仮説されたものである如く、同様に、（D.182b）直接知として顕現しているとは知覚されない。なぜならば、全体性として理解されているものは、それを形象とする知が直接知として知覚するものでは決してなく、つねに（たとえば）手等の部分の多くの集合を形象とする知が分別したものであるからである。全体性に存在する青等の属性を形象とする知は、領納（anubhava）するものでもない。根拠（全体性・手）が直接知覚されるものでないならば、そこ（根拠）に存在する属性だけを認識することはないからである。死兆、青眼、黄疸、翳眼等による眼の障害者、遠方・近所にいる人々には、同一のものに対しても、互いに異なる多くの形象をもつ識が生ずるから、心には、外境という全体性等に属するものにと、類似性があるのもない。それ（外境・全体性）は、（心とは）異なるものであるから、その場合に、これの自性である、属性である、といったことは生じない。属性等、矛盾した性質をもつものも、（全体性として）単一なものであれば、種々なものも単一なものになってしまう、関係がないから、属性等すべての性質もすべての人の直接知になってしまう。夢等においては青等の属性を有すというそのような他なる対象はなくても、青等として顕現するそのような知は分別による迷乱のものである故、一層、形象によって他なる対象を認識するのであるとは確定できない。

a¹-1-5 有部の極微積集説批判

「極微の積集を本体とする青等の対象を（P.200a）直接知である」と語る人々にも同じ誤謬がある。（イ）微細にして部分なき存在（anū）を、多くの形象を有する知が識別することはないし、集合した単一のものを対象として（汝

は) 承認しているとし、つねに夢等における如く、粗大なものとして顕現する (sthūlabhāsa) 知は (対象がなくても) 識別するものであるし、「集められたものを有すもの」と「集められたもの」は他なるものではないし、分別によって仮説された「集められたもの」も実在ではないからである。(D.183a) (ロ)粗大なものとして迷乱せるもので、方分をもって存在する多なるものが、認識によってもたらされたものであるならば、その場合も、知は迷乱であるから、プラマーナとはならない。なんとすれば、もしも「粗大なものとして迷乱せるもの」が、意だけによって妄想されたものであれば、その場合、それ(粗大なものとして迷乱のもの)は、ありありと顕現しているものとはならない。分別の対象は、いかなる場合にもありありとしたものではないからである。(イ)もしまた(粗大なものとして迷乱せるものが、分別知の対象であるのに) 感官知にふくまれるものであるならば、その場合、諸極微はつねに全く認識されないものになる。いかなる場合にもそれ(極微)を形象とする識は生じないからである。(ニ)「粗大なものとして迷乱せるもの」は、それ(極微)の認識を前提とするものとして成立するのでもない。¹⁴⁾当初から、「粗大なものとして迷乱せるもの」は、生じていると認められるからである。別のプラマーナによって極微が成立するならば、「粗大なものとして迷乱せるもの」は、それ(極微)の認識によってつくられたものとなるはずであるが、それ(極微)が成立しないならば、「粗大なものとして迷乱せるもの」は、その認識によってつくられるということにどうしてなろうか。夢等においては、極微を認識することがなくても、「粗大なものとして迷乱せるもの」は見られるから、これが、それ(極微)の認識を前提とするものであるというのは理に合しない。清浄な沙漠においては小さなものでも (P.200b) 遠くからは大きなものをもつものとして見えるとき¹⁵⁾、遠い、近いの相違によって、鮮明、不鮮明に見えるという相違にもならない。その(外界の)ものは、同一のものであるから、そのような形象(鮮明、不鮮明)はありえないからである。

a¹-1-6 形象の真実について

尚又、(イ)もし諸形象が真実 (tattva) なものである、といわれるならば、そ

の場合、絵画等にある知の形象は種々であるから、形象と同じく、(知は)多様なものになってしまう。というのも、形象が種々であることを確証するためには、多なる知が生ずると理解するのが適わしい (sādhu) であろう (が)、識が、対象の上にちりばめられたかの如くおかれているものを把握するものとして生ずることもないからである。なぜならば、具象的でないもの (識) が、空間的に存在することはありえないし、さらに、空間的に存在しないものが北とか東等の方角の区別をもって (D.183b) 生ずることはありえないからである。そのように (識が) 生じないならば、対象の上にちりばめられたかの如く顕現するもの (形象) はありえないからである。

(ロ)一なる知と自体を異にするものではないから、知の自体と同様、諸形象が一なる自体ということになってしまう。(知と)異なるものであれば、それら (形象) も対象の如く、知によって認識されることはありえない。他なるものであるゆえに。それ (形象) が認識されるために、形象を次々と分別することになるであろうが、諸形象が無限遡及になる。形象を次々と知覚することは全くない。

a¹-1-7 形象の虚妄について

あるいは、それら (形象) は、虚妄 (alika) なものであるから (知と) 同一乃至他性であると考えるのは正しくない、と考えるならば、そうであれば、その場合、それ (虚妄な形象) によって、他なる (外界の) ものを確定することはできない。それら (形象) は真実なものではないゆえに。所取の形象も分別されたものにすぎない。

a¹-1-8 類似性について (再)

尚又、もし (対象と) 知の類似性が、(イ)全体に及ぶものであるならば、その場合は、対象と同様、知も無感覺 (jada) 性のもものとなる。他人の心を知る (P.201a) ヨーギンも貪欲を有すもの等になってしまう。貪欲を有す他人の心等を認識するゆえに。(ロ)一部で類似しているものでもない。一なるもの (知) が、部分を有することになってしまうゆえに。

(対象と知は) 対立し異なるものとして仮設によってつくられた (それぞ

れ)「一方のもの」(の意味)であるならば、(対象と知は)すべての点で有等^(16…)〔の類似性がありうるから、すべて(の知)がすべて(の対象)を知ることになるであろうが、類似性も分別されたものであって勝義的なものではない。それゆえ、類似しているからといって、知が、他の自体を認識することは不合理である。それ(他の自体を認識すること)はありえないゆえに。〕^{…16)}類似性があるといっても、しかし、他なるものは直接知としてはありえない。

対象が原因であることによって知が領納するのであるから、その場合、(両者は)近接していないゆえに。近接していても、それ(対象)を認識することはない。知本体に存在する類似性だけを知覚するものであるし、第二の、(外界の)対象に存在する形象は(知に)顕現しないからである。顕現したとしても、それについての批判は同じであるゆえに。

a' - 1 - 9 有形象知の領納について

もしそれ(対象)の形象を有する知が領納すること(anubhava)、それこそが、これ(対象)を認識することであると考えれば、(その認識は)二次的(bhākta)にあるにすぎない。(その認識は)これだけのこと(二次的であること)であるから、そのような存在(外界)の自体になることはない。(さもないければ)過剰適用の誤謬になるからである。(しかし)バラモンの子に火と仮設したとしても、燃えたり焼いたりすること等が結びつくことは(なく、過剰適用になら)ない。形象によって他なるものを設定しても、それは推理されこそすれ、直接知されるものではない。或るもの(形象)によってそれ(対象)を理解するとき、近接している他なるもの(対象)によって、形象が遍充されているわけでもない。夢等においては、他なるものがなくても、そのような形象はありうるからである。

他なるものは、全く目に見えないもの(atyanta-parokṣa)であるから、それを知るのは、それ(対象)の形象を有するものであるということも成り立たない。原因(=外境)というのは、自己の形象を投げ入れることによって結果を生ぜしめるものでもない。自己の識(P.201b)等は、眼(根)等と迷乱せるものであるし、又、音聲等の知の直後に眼識等が生ずることがあるから眼識等も、

音聲等として顕現する（という不合理）になってしまう。

以上の如く、まず、有顕現の知が、他なるものを認識することはありえない。

a¹-2 無顕現（無形象）の知によっても他なるものを認識できない

無顕現（の知）によっても（他なるものを認識することはありえ）ない。それはあらゆる点で（有顕現の知の場合と）相違がないからである。

a¹-2-1 近接性について

もし、その場合、「近接しているから」識が他を認識する、と考えるならば、その場合識は、すべて近接するものをことごとく対象とすることになる。あらゆる点でそれ（近接するもの）が有ることは相違ないからである。それゆえ、すべて（の識）がすべて（の近接する対象）を見ることになる。耳等の識も色等を対象とすることになる。その場合、近接という点で相違がないからである。それゆえ、「これは青の知、黄の知」と分析することもなくなるであろう。分析の根拠であるなんらかの相違が認められないからである。

a¹-2-2 類似性について

それ（相違）を認めるならば、それは類似性を認めることになる。（P.184b）理解を自体とするにすぎないという点で相違なき知の本体には、類似性以外に別の指標（vivarana）があるわけではない。その点についても誤謬は説きおわっている。

a¹-2-3 因果性について

あるいはまた、「近接性」ということだけで知が他なるものを知覚することはないが、それではいかにして（他なるものを知覚するのか）というのに対し、「因果性」によってである、というならば、それも不合理である。知るというときに、その対象である原因は存在しないし、（原因が）ないにもかかわらず認識することはできないし、因果関係は時間を同じくすることはありえないし、だれも（そのような因果関係を）認めないからである。

眼根等もその原因であることによって、認識される（P.202a）という誤謬に

なってしまう。空間と時間を同じくする一つの集まりに依っているものだけが、識によって認識されるのであって、他のもの（が認識されるの）ではないと理解するにしても、眼（根）等も認識されることになってしまうことを否定できない。

「もし感官は対象ではないから認識されない」というならば、それが対象たるものでないことはない。（知の因であるという）対象たることを相とするものであるゆえに。所取も対象の自体と別ではない。それゆえ、（感官は）対象でないから、対象でないと（汝は）語ることになる。

そのようにして、無形象の知によっても他なるものを認識することはありえない。

a¹-3（対象の形象とは）別な形象を有す（知）によっても他なるものを認識できない

（対象の形象とは）別な形象を有す（知）によっても（他なるものを認識することはでき）ない。（できれば、知と対象との間に）確定がないことになってしまうからである。そうであれば（確定がなくなれば）、耳識によっても色等を認識することになる。他なるものは、目に見えないものであるから、他なる形象も成立しない。或るものによって他なるものを認識する（その）他なる形象も存在しない。

a¹-4 小結

それゆえ、因や果となる「他なるもの」は全く成立しないから、勝義として因果（関係）は直接知としては成立しない¹⁷⁾。

それゆえ、勝義として、それ（形象）を欠く（知）、それ（対象）の形象を有する（知という）二つの直接知によって因果関係を決定すると語られることも成立しない。

a² 自証知 (svasamvedana-pratyakṣa) との因果関係も成立しない

a²-1 無相唯識派の主張：無二知・自証知は因果関係によってある

もし、次のように^{(1)...}《有形象知ともう一方（の無形象知）が、他なるものを識別することはできないから、因果関係を確定するプラマーナはないことになるが、（能・所）無二の知を語ることにについては少しも拒斥がない。かの論理学者に従えば、一切の存在は唯心を根本的な体としている。それゆえ、他なるものはまのあたりに知覚されるものではないけれども、知 (P.202b) 自体は、自証知という直接知として理解されるべきものであり、それ（自証知という直接知）も因や果としてあることは成立するから、因果関係は直接知としてまさに成立する》と考えるならば、それも不合理である。

a²-2 無二知批判

（無二知は）真如を如実に知覚するものではないし、知覚されるがままのものが真如ではないからである。すなわち、汝（無相唯識派）が「所取・能取という形象を有すものとはなっていない識が、有なるものとしてある」と主張するならば、それ（無二知）はそのように（有なるものとして）知覚されるものではない。つねに所取・能取というあらゆる形象を有す知（有相知）は、（有として）知覚されるものであるから。そうでなければ、すべての人が真如を見ることになる。

しかし、その（無二）知は、知覚されるがままに存在しているものでもない。一なるもの（知）が（能・所の）二を自体とすることは矛盾しているからである。

a²-3 無二知の根拠である迷乱の吟味

「もしそれ（無二知）は迷乱によってその如く（二を自体とすると）知られる」というならば、この迷乱 (bhrānta) とはいかなるものか。(イ)もし知が（迷乱）そのものであるというならば、そうであれば、それ（無二知）は直接知ではない。直接知の定義は無迷乱 (abhrānta) であるのに、そ（の無二知）はつねに自分に対し自ら迷乱しているからである。（その知は、迷乱によって）二を本体とするものであるとしても、その本体が顕現するのであるから、無二性

が損われてしまう。二と無二は互いに矛盾するものであるから。(ロ)迷乱は(知とは)他なるものであるとしても、それ(迷乱)も自証知の領域のものであるから、⁽¹⁹⁾それゆえ無二(の知)がそのように(能・所の形象をもって)知られることは^{…19)}ない。

a²-4 無二知が分別を自性とすることへの批判

「もし直接知(無二知)は分別を自体とするものにほかならない」というならば、そうであれば、(イ)直接知が自相(svalakṣaṇa)を対象とするものではないことになる。分別を自体とするものは一般相を有境とするものであるゆえに。(ロ)又、「分別を自体とする」ということが、自ら照明(prakāśa)することを本体とするものについていわれるならば、²⁰⁾所取と能取の形象も自ら照明するものであるから、分別を自体とするものにほかならない(から、直接知とはいえなくなる)。

(イ)しかも、それら(所取・能取)(D.185b)が虚妄(alīka)なものであるならば、それ(形象)と類似しているという点で、それ(形象)と異なるものでなく、分別(P.203a)を自性とするものであるそれ(直接知)が、虚妄を自性とするものとなるから、どうして直接知というプラマーナとして、勝義として成立し、有を自性とするものになるであろうか。(所取・能取²¹⁾という)諸の属性が虚妄なものであるならば、分別を自性とする一般相も、有として存在することはありえない。一般相は、諸の属性の内の他を排除して言説を付したものであるゆえ(有なる存在ではないからである)。

そのように、(無二)知は、真如を如実に知覚するものではないから、これ(無二知)が自証知という直接知であるのは不合理である。

a²-5 無二知が因果関係によって成立することの否定

(無二)知が、自証知という直接知であるとしても、しかし、それ(無二知)によって、因果関係が成立することはない。

(イ)(無二知の)自体は一性であるから、因になり果になって自性が二ということとは矛盾しているからである。

(ロ)(無二知は)「依る」という限定句によって(因と果という)二を自性とす

るものであると考えるとしても、依存関係にあるものは、(互いに) 他なるものであることになり、自証知²²⁾という(一なる)直接知とはいえないから、(他なるものとの間には)それ(因果関係)は成立しないから、それ(他なるもの)に依って確立する二を自性とするもの(自証知)も、直接知ではありえない。

(ハ)因となり果となることを自性とし、他なるものとなっている(二つの)知は、時間を異にするものであるから、同一の知として知覚されることはない。自分自身で消滅するもの(paryādāna)であるから、これら(の知)は、相互に自性を知覚するものでもないから、どの知においてその二は直接知として知覚されるものとなるのか。その二つが、一つの知の中に知覚されないならば、いかなるものとも関係をもつことはできない。(二つのものが)一つの知の中に顕現するのだといっても、これは因である、これは果である、と直接知としてその二つが、有性の関係をとることはできない。それ(自証知)は無分別のものであるから。あらゆる点で関係がとられないばかりか、因果関係をもつこともない。過剰適用の誤謬になってしまうからである。

(ニ)勝義として後得智によっても、その(因・果という)二つのものの合理性は認識されない。それ(後得智)によってその(二)は、(P.203b)領納されないからである。他(A)によって領納されているものは、(さらに)別のもの(B)によって確定されるものではない。過剰適用の誤謬になるゆえに。

(ホ)「同一の相続を理由に(因・果が)同一のものとして領納される」(D.186b)と分別されることも不合理である。同一の相続として分別されるものは、存在しないからである。種々の相続を有するものも、相互に知覚することはないゆえに。確定知のときにも、因と果は過去のものであるから。

それゆえ、自証知(無二知)という直接知によっても、勝義的な因果(関係)は成立しない。

a³ 記憶は因果関係なくしても可能

また、「もし因果(関係)が直接知(感官知、自証知)として領納されない

というならば、どうしてそこ（直接知）に記憶の自性が生ずるであろうか（生じないはずだ）」というならば、それも不合理である。

夢等においては、対象が領納されなくても記憶はありうるし、それ（記憶）も自性として完結するもの（paryavasāna）であるから、勝義として他を領納するものとしては成立しない。以前に述べた通りである。

以上のようにして、まず、直接知によっては、それ（因果関係）が成立するというのは不合理である。^{…18)}

〈解 説〉

(1) 無顕現（無形象）知，有顕現（有形象）知の訳語について

本稿で扱った MĀ の文章の中に、有顕現知 (snañ ba dañ ldan pa'i śes pa, D.184a5, P.201b2) と有形象知 (blo (śes pa) rnam pa dañ bcas pa, D.184b7, P.202a7) という術語があり、それに対応して無顕現知 (snañ ba med pa'i (śes pa), D.183a5, P.201b2) と無形象知 (śes pa rnam pa med pa, D.184b4, P.202a3) という術語がある。文脈からいって、有顕現と有形象，無顕現と無形象はそれぞれ同じものと理解できるが、この点を確認しておく。

TS1998偈に、anirbhāsa-jñāna, sanirbhāsa-jñāna という術語があり、前者の Tib 訳は snañ ba med rnam par śes pa (D.73a3, P.88a3)、後者は snañ dañ bcas rnam par śes pa (D.73a3, P.88a3) である。

これに対し、Kamalaśīla が anirbhāsam ity ādi と注釈するが (TSP.682,2)、その Tib 訳は rnam pa med pa になっている (D.116a1, P.154a6)。又、Kamalaśīla は、1998 偈の anirbhāsa は nirākāra (rnam pa med pa, D.116a2, P.154a7) に、sanirbhāsa は sākāra (rnam pa dañ bcas, D.116a2, P.154a7) におきかえている。

これにより、Skt. anirbhāsa と nirākāra, sanirbhāsa と sākāra は同義であり、一方、Tib. 訳 rnam pa med pa は anirbhāsa 及び nirākāra の訳語であり、rnam bcas は sanirbhāsa, sākāra の訳語であることが確定できる。

このことは次の事例でも確認される。

Skt.	Tib.
nirbhāsi (TSP.683,6)	śes pa rnam bcas (D.116b2, P.154b7)
nirbhāsijñāna (TS.K2004a)	śes pa rnam(sic) bcas (D.73a6, P.88a7)
anirbhāsam jñānam (TSP.696,10)	rnam pa med pa'i śes pa (D.123b2, P.162b6)
sanirbhāsam (TSP.696,11)	rnam pa dan bcas pa (D.123b3, P.162b6)

最近の小林[2004]論文によれば、チベットの学匠ロントウン(1367-1449)の『中観概論・正理道の太陽』には「有顕現派 sNañ bcas pa」「無顕現派 sNañ ba med pa」という術語が見られ、中観派論師たちの多様な思想分析の一視点になりうるとされる。これらチベット語を Skt. に変換すれば、正に sākāra: sanirbhāsa, nirākāra: anirbhāsa に対応しようが、今紹介した Śāntarakṣita, Kamalaśīla の用語と内容的に直結するようには見えない。しかし、有顕現派の論師に Āryavimuktisena, Haribhadra を挙げる分類もあるそうだから、後世にはなんらかつながっていくのかもしれない。

(2) 知識論に関する TS (P) と MĀ の対応について

TS 第23章「外境の考察」(bahiranthaparīkṣā) は、外境の实在の否定と識が所取・能取の相を欠くものである、との二面から唯識性(vijñaptimātrā)を確立するものである。まず、KK1964-1997で外界の存在は極微を自性とするものか、全体性(sthūla, avayavin)を相とするものかと分析し、そのいずれの選択支も一・多の自性を欠くゆえに、実存しないことを証明し、外界存在を否定する。

その後で、所取・能取の形象を欠く識についての議論が KK1998-2083でおこなわれる。その議論の冒頭(K.1998)で次のように Śāntarakṣita はいう。

無顕現の知、有顕現の知、(対象の形象とは)別な顕現を有す知が、外境を知覚することは決してない。

これら三種の知が外界の存在を知覚することはないと述べて三種の知識論を批判し、自証知による唯識性を確立するわけである。この TS の内容を Kamalaśīla は次のように分析、解説する。

KK1999-2003 自証知についての解説

KK2004-2034 無顕現の知が外界を認識することはない (TSP.696,10-11)

KK2035-2038 有顕現の知が外界を認識することはない (TSP.696,11)

KK2039-2046 別な顕現を有する第三の知が外界を認識することはない
(TSP.697,13)

ad.K2050 直接知により外界の成立はない (TSP.700,15-16)

ad.K2051 推理により外界の成立はない (TSP.701,1)

そして、注意すべきことは、第2050偈の注釈において Kamalaśīla が次のようにはっきり述べていることである。

外境の成立は、直接知によってあるのか、それとも推理によってあるのかである。それ以外のプラマナがあるとすれば、正にこの（二つに）含まれるものだからである。そのうち、まず直接知によってはない。なぜならば、対象の認識は、直接知と認められる無形象の知によるか、有形象（の知）によるかである。まず、無形象の知によってはない、「近接」(pratyāsatti) という因がないからである。知 (dhī) が白色等の属性をもっていないとき、その知がその対象（白色）を領納することがどうしてあろうか。決してない、と以前に (K2001) 述べられている。

もし（対象の認識は）有形象（知）によって（あるならば）、そのときには、知に到達した、青等の形象の一つだけが知覚されるのであるから、外境は、見えないもの (parokṣa) にすぎず、直接知 (pratyakṣa) ではない。実に、二つの青が知覚されることは決してない。一つは知の影像であり、他方はそれ（影像）をもたらずのものであるからである。そういうわけで、まず、（外境の）成立は直接知によってはない。

では、推理によってあるはずだというならば？ (TSP.700,9-701,1)

このように述べ、外境の成立は直接知か推理によって可能かどうかを吟味し、

いずれによっても不可能であることを述べているわけである。

一方、本稿では、訳した如く、「無常を自性とする勝義的な自性」の存在を吟味するにあたって、次のような次第となっていた。

a 直接知による因果関係の吟味

a¹ 感官知との因果関係は成立しない

a¹-1 有顕現（有形象）の知によって他なるものを認識できない

a¹-2 無顕現（無形象）の知によって他なるものを認識できない

a¹-3 別な形象を有する知によっても他なるものを認識できない

a² 自証知との因果関係は成立しない

b 推理による因果関係の吟味

本稿で扱った部分を TS(P) に対応させれば次の如くなる。

MĀ	TS
a 直接知について検討	1990-2050
a ¹ 感官知について	
a ¹ -1 有顕現知について	2035-2038
a ¹ -2 無顕現知について	2004-2034
a ¹ -3 別な形象を有する知について	2039-2046
a ² 自証知について	1999-2003
b 推理について検討	2051-

従って、本稿で扱った MĀ の内容は、記述の順序は異なるにしろ、TS1999-2050 の内容と対応することになる。つまり TS(P) において外境否定即ち自証知である唯識性の確定のためにおこなわれていた議論が、MĀ では「無常を自性とする勝義的な自性」否定のために転用されていることがわかる。この直接知、推理による外境批判と自性批判をめぐる TS(P) と MĀ とに見られる議論の内容は、もう少し委細に比較紹介すべきであるが、すでに与えられた紙幅をこえているので別稿を期することにする。

尚、以上の如く、感官知による外境認識、その両者の因果関係をめぐっての

議論については TS(P) と MĀ との間に対応を見ることができたが、自証知の扱いについては大きな相違があることを忘れてはならない。

TS(P)では、唯識性の確立を自証知によって論証しており、自証知は全面的に肯定される扱いである。一方 MĀ では、自証知は能・所という形象を欠く「無二知」として登場するが、その自証知、「無二知」は批判の対象になっていることに注意したい。この無二知は、おそらく無相唯識派の主張するものであろうが、無二知として示される自証知の内容が吟味批判されているわけである。その批判の内容は『中観莊嚴論』における無相唯識批判 (KK52-60) においても、その一部は見られる。この Kamalaśīla の自証知批判に関する議論の、その背景、批判の内容等については詳細な森山 [2004a] 論文を参照されたい。

註

- 1) D: 181b4, P: 198b4-5
- 2) D: 181a5, P: 198a5
- 3) この部分、森山 [1987] pp.28-29 (25) に掲載され、のちに [2004b] p.98 に再録されている。
- 4) D: brten, P: brten, PD: brten
- 5) P: bdag la sogs pa (dag gis/bdag la sogs par) kun brtags. D に従って、カッコ内を省く。
- 6) 「前者の、存在の自性」とは、経量部や瑜伽行派が主張する勝義的な無常な自性をさす。尚、これに対立する「常住な自性」という表現は、D:188a2, P:205b8 に見える。
- 7) この部分、チベット訳は次の如くである。

'di gañ gis na nram par śes pas rañ gi ño bo bzin du gzan yañ śes par 'gyur ba gzan gyi ño bo ni gzan ma yin la / gzan dañ gzan ma yin pa dag ni phan tshun 'gal ba'i phyir ro /

これに対する PD の還元梵文は次の如くである (p.60,23-25)

vijñāne svapratibhāsa iva yo hi jñānetarasvabhāvo' nyāvabhāsaḥ (pratiyate), sa naiva(jñānād) anyañ/anyānanyau hi parasparaviruddhau/

ずいぶん意識されたものとなっていて、関係代名詞の理解が小生とは異なる。

また、森山氏の訳は次の如くである。

「そうであれば、どうして知によって自己の自性 (rañ gi ño bo, svarūpa) の如くに別なもの (外界の対象) も知られようか。[知られるなら] 別なものの自性 (gshan gyi ño bo, pararūpa) は、[知と] 別ではないことになるが、別なもの

(外界の対象)と別でないもの(知の自性)の二は、相互に矛盾するからである。
(森山[2004b]p.100,9-3)

この訳では、頭初の'diを「そうであれば」、又、gañ gis naを疑問詞にとっているようである。しかし、gañ gis naは次の rnam par śes pa の ins. に対応する関係代名詞 yena であって、それが'di (tat=vijñāna) で受けている関係節と理解すべきであろう。gañ gis na を yena と理解すべき用例は、すぐあと D: 181b7, P: 198b8にもみられる。そして、この一文は、知(識)が勝義としては他なる外界のものを知覚できない理由を述べるもの、と理解すべきであろう。

8) cf. PV praty.429ab

prāptam samvedanam sarvasadṛśānām parasparam/

9) D: khyad par, P: khyab par であるが、P を採用し、遍充関係(vyāpti)の意と理解する。外界と形象との関係を「類似性」(sārūpya)で説明しようとする経量部に対し、その「類似性」の内容を二項目(「形象として生じていること」「形象を有すること」)で吟味しその不成立を述べたところで、その「遍充関係」がないとすれば、云々と、経量部説の不合理を述べるのである。

10) この部分、P版は次の如くなっている。

de'i tshè ji ltar' ma grub pa'i no bo' khyad par yin' te / ji' skad du / grub pa'i lam gis'
khyad par dag sgrub par 'gyur te / źes bśad pa lta bu'o//

1 D: ji ltar na 2 D: no bo'i 3 D: kyi

4 D: omits ji skad du 5 D: kyi, 2, 3, 5の個処はD版を採用。

11) D: śes pa phyi ma'i gzuñ ba, P: śes pa phyi ma sñā ma rnamśes pa phyi ma'i
bzuñ P版の下線部は不要。

12) cf. PV praty.323

tatsārūpyatadutpattī yadi samvedyalakṣaṇam / samvedyaṃ syāt samānārtham
vijñānam samanantaram//

もし「(知が)それと相似すること」と「(知が)それから生起すること」とが、
(それが)認識の対象(であるため)の特相であるならば、等しい対象をもった等
無間の識も認識の対象となるであろう。(戸崎宏正訳)

13) Abhidharmakośabhāṣyam p.34,1-2

sañcitāśrayāmbanāt vāt pañcānām vijñānakāyānām.

大正 XXIX 12a27-28

五識決定積集多微。方成所依所縁性故。

14) PV praty.321

atha so'nubhavaḥ kvāśya tad evēdam vicāryate / sarūpayanti tat kena sthūlābhāśāñ
ca te 'ṇavaḥ//

15) PV praty.355 cd

dūre yathā vā maruṣu mahān alpo'pi dṛśyate /

16) P版には[]内に相当する次の文章が欠除しているが、D版によって補い訳す。

pa'i 'dra ba srid pa'i phyir thams cad kyañ thams cad rig par byed par 'gyur la 'dra ba

yañ brtags par 'gyur gyi don dam pa pa ni ma yin no / de'i phyir 'dra ba'i sgo nas śes
pa no bo g'zan 'dzin par rigs pa pa ma yin te de mi srid pa'i phyir ro/

17) 同じ表現が本稿 p.(7)82, l.4 にみられる。

18) 以下の部分、森山訳がある。森山[1987]pp.30,3-34,8, 同[2004a]pp.13-15

19) この部分、D版によって訳す。

D: mthar thuk pa ñid yin pas des gñis med pa de ltar śes pa ni ma yin no/ P: mthar
thuk pa yin no/

20) D: la bya ba ni, P: la bya'o

21) D: sphyi yañ, P: ci yañ

22) D: kyis, P: kyi su

〈参考文献と略号〉

D: デルゲ版

小林[2004]: 小林守, 有顕現派 sNañ bcas pa / 無顕現派 sNañ med pa, 『印度学仏教
学研究』第54巻第1号

MĀ: Kamalaśīla's Madhyamakāloka

P: 北京版

PD: Madhymakālōka of Ācārya Kamalaśīla, restored and critically edited by Dr.
Penpa Dorjee, Bibliotheca Indo-Tibetica Series LXVII, Central Institute of
Higher Tibetan Studies, Sarnath, Varanasi, 2001

PV: Dharmakīrti's Pramāṇavārttika

TS: Tattvasaṃgraha of Śāntarakṣita, critically edited by S.D.Shastri, Bauddha
Bharati, Varanasi 1968

TSP: Tattvasaṃgrahapañjikā of Kamalaśīla, critically edited by S.D. Shastri,
Bauddha Bharati, Varanasi 1968